住所　京都市南区東九条宇賀辺町119番地
河秀泓　昭和22年10月10日生
朴敬子　昭和24年11月21日生
住所　京都市右京区太秦西野町１番地４
金善圭　昭和24年３月28日生
住所　京都市上京区新椹木町通丸太町下る東土御門町350番地
僉理差　昭和57年６月27日生

○外務省告示第二百二十八号

平成二十五年六月十八日にドドマで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十五年七月三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タンザニア連合共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタンザニア連合共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　十五億円（一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際開発協会による第十次貧困削減支援貸付の下での成長及び貧困削減のためのプログラム（以下「プログラム」という。）においてタンザニア連合共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、タンザニア連合共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、タンザニア連合共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、タンザニア連合共和国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　タンザニア連合共和国政府は、タンザニア連合共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をタンザニアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タンザニア連合共和国政府の国家予算に編入され、二千十年七月に承認されたタンザニア連合共和国の第二次成長及び貧困削減のための国家戦略（以下「ＭＫＵＫＵＴＡⅡ」という。）の政策目標を達成するためのタンザニア連合共和国のプログラムの実施を支援するために使用される。

5　タンザニア連合共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　タンザニア連合共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　タンザニア連合共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及びＭＫＵＫＵＴＡⅡの実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及びＭＫＵＫＵＴＡⅡの実施に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月十八日にドドマで

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　岡田眞樹

タンザニア連合共和国財務大臣

ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ閣下

（タンザニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月十八日にドドマで

タンザニア連合共和国財務大臣

ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ閣下

（タンザニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月十八日にドドマで

タンザニア連合共和国財務大臣

ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　岡田眞樹閣下

○外務省告示第二百二十九号

平成二十五年五月二十三日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十五年七月三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ラオス人民民主共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とラオス人民民主共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十五億四千五百万円（五、五四五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ナムグム第一水力発電所拡張計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ラオス人民民主共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ラオス人民民主共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・五五パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ラオスの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ラオス人民民主共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ラオス人民民主共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。